



# 事務室より (H29年度 No.5)

文責 山崎理奈



## あけましておめでとう

今年もよろしくお祈りします



新しい年が始まりました。

今年も下ノ加江小学校のみんなが元気いっぱいにご一緒できるように！



新年は1月1日からですが、学校の新年度は4月1日からです。  
これは学校教育法施行規則により

小学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

と定められているからです。【★第59条】

ところで、4月1日生まれは早生まれとして4月2日生まれより1つ上の学年になりますが、これは何故だかご存知ですか？

学校教育法で、

保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校(中略)に就学させる義務を負う。(後略)

とあります。【★第17条】

年齢は、年齢計算ニ関スル法律と民法により

出生の日より起算し、起算日(誕生日)に相当する日の前日をもって満了

とあり、これは誕生日の前日深夜12時を以って年齢をひとつ加算するという事です。

【★年齢計算ニ関スル法律第2項、民法143条準用(同条1項参照)】

ここで豆知識📖

「前日午後12時」と「当日午前0時」は時刻としては同じですが、属する日は異なります

例えば、平成24年4月1日生まれの子どもは、誕生日の前日の平成30年3月31日の満了(深夜12時になった瞬間)に満6歳を迎え、その翌日以後における最初の学年の初めである平成30年4月1日から小学校に入学することになります。

一方、平成24年4月2日に生まれた子どもは、誕生日の前日の平成30年4月1日の満了(深夜12時になった瞬間)に満6歳を迎え、その翌日以降における最初の学年の初めである平成31年4月1日から小学校に入学することになります。

どうして学年の始まりの4月1日を基準にして同学年にならないの?と思いますよね。しかしこれも、上記のような法律で決まっているからなのです。

